

Risk Flash No.108

(Vol.3 No.46)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
 発行責任者：リスク研究センター長 久保英也
 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404
 FAX:0749-27-1189 e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
 Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- シリーズ「新政権の課題」：第2回 永田えり子
 P. 1
- 今週の論文紹介：滋賀DI (Shiga Diffusion Indexes)、滋賀CI (Shiga Composite Indexes) を軸とした新しい滋賀県景気指標の提案
 P. 2
- 教員紹介：坂田雅夫
 リスク研究センター通信 P. 3

新政権の課題②

社会システム学科教授 ^{ながた} 永田えり子 ^こ

「文化遅滞」という考え方が社会学にはあります。社会は変わってゆくけれど、一番変わりにくい部分が文化だというわけですね。制度やルール、人々の考え方などは、したがって、いつでも「時代遅れ」なのです。トンネル崩落事故に見るように、建築物さえ50年も経てば壊れる。トンネルにメンテナンスや建て替えが必要なように、制度にもそれが必要です。

金属疲労に劣らず、「制度疲労」がいかに危険なものかは福島事故に如実に表れています。戦後の独占電力体制がそのまま維持されてきたこと。原発を作れば作るほど電力会社も自治体も潤うような体制になっていたこと。事故調が「規制のとりこ」と呼んだように、国との馴れ合いでチェックが機能しなかったこと。核燃料サイクルが失敗しているにも関わらず、その成功を前提とした制度を変えられなかったこと等々、あたかも電力体制の制度疲労が福島で爆発してしまったかのようです。

ではこれを反省して「安全な原発体制」を作ることができるのでしょうか？ 私はこの問いに対して否定的です。なぜなら、どんなに努力しても「制度は常に時代遅れ」であり、かつまたデュルケムのいうように、制度とは「社会的事実」であって、なかなか変えることができないからです。たとえ津波対策を万全にしたとしても、他の現在は未知の要因で事故は起こるかもしれません。また、他によりよい体制があったとしても、現在の制度のもとで利益構造は出来上がっていますので、誰も変化を望まないかもしれません。

さらに、制度は「複雑性を縮減」しています。たとえば「今、頭の上から隕石が落ちてくるかもしれない」などと考えていては生きていけませんから(実際は落ちましたが)、すべての可能性を考えなくてよくするために制度は機能しています。つまり、「ありとあらゆる要因を考えよう」としても、従来の制度そのものが我々の可能性を縮減しているのです。

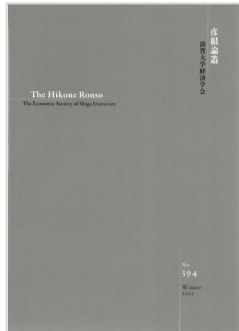
このように、制度はきわめて頑固です。補修はともかく、なかなか抜本的な改革など受け付けてはくれません。ならば「君子危うきに近づかず」。安全な原発体制など人類には作り得ないとあきらめて、ドイツの社会学者ベックのいうように、「保険もかけられないようなリスク」は採るべきではないのではないのでしょうか。といっても、まさに制度が頑固であるが故に、現行の電力体制が維持されるのかもしれませんが。

今週の論文紹介

**滋賀DI (Shiga Diffusion Indexes)、
滋賀CI (Shiga Composite Indexes)
を軸とした新しい滋賀県景気指標の
提案**

著者：ファイナンス学科教授
くぼひでや
久保英也

収録：『彦根論叢』No. 394 (2012年
冬号)



著者のつぶやき

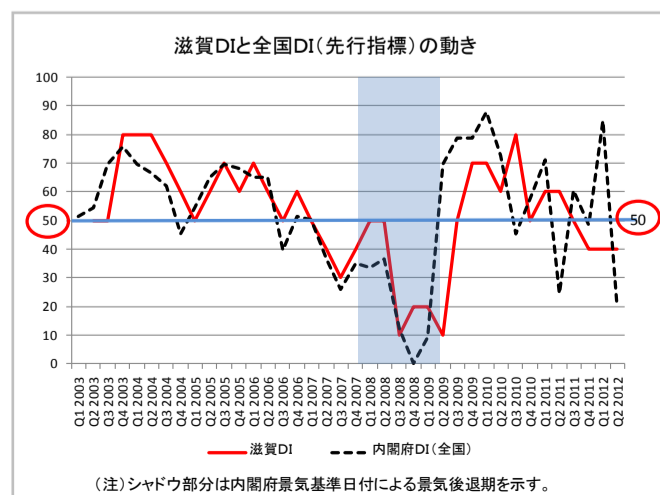
滋賀県（商工観光労働部）と滋賀大学（経済学部ファイナンス学科）は滋賀県の経済の見方について定例勉強会を開催しています。滋賀県だけにとどまらず、全国地方自治体からは、景気低迷しているという声が聞こえますが、この時の景気は何で測るのでしょうか？景気の「気」は気分の気ですから、おそらく住民の景気への感覚というものなのでしょうが、判然としません。日本全体の景気は、内閣府の景気動向指数や日本銀行の短期経済観測（いわゆる日銀短観）で判断されます。では、滋賀県の景気判断基準は？政策が発動されるとなると何らかの基準がいるように思われます。

地域経済の景気判断には住民の景気感覚と客観的な経済指標が求められます。また、その判断を県民に「時宜を得た形」で、「的確にかつわかりやく」伝えることも同時に重要です。本稿は、内閣府の景気動向指数を県の経済評価に応用できないかと考え、新しい景気指標である、「滋賀県景気動向指数：滋賀ディフュージョンインデックス（以下、滋賀DI）と滋賀コンポジットインデックス（滋賀CI）」を提案しました。ここでは滋賀DIを紹介します。

景気は複合的な経済の動きですから、①過去データも含めた統計の入手可能性、②入手時期、③景気循環との適合性、④内閣府の同指数との類似性、などの観点から、以下の10の経済指標を選択しました。すなわち、①滋賀県鉱工業生産指数（総合）、②滋賀県在庫率指数（在庫指数÷出荷指数）、③滋賀県新規求人数（全産業）、④滋賀県新規住宅着工面積、⑤滋賀県耐久消費財出荷指数、⑥滋賀県大型小売店販売額、⑦日経商品指数（42種、総合）、⑧東証株価指数、⑨民間非居住用建築着工面積、⑩日銀短観の京滋景況感（製造業）の10種類です。これらについてデータ処理を行い、四半期ごとに、前四半期より改善（リスクが減少）していれば「1」、悪化（リスクが増加）していれば「0」の判断を行い、それらの合計を系列数10で除したものをDIとします。

下図に滋賀DIを内閣府のDIと併せ表示しました。一般的に似た動きを示す一方、2004年度や2009年度の動きに見るように滋賀DIは全国の動きから2四半期程度遅れる形となっています。また、最大値、最小値の動きや同期間の標準偏差（振れを示す尺度）を見ると滋賀DIの動きは全国より安定しています。

そして、滋賀DIはリーマンショック以降も50を超える水準にあり、また東日本大震災以降（2011年3月）においても50を維持し、滋賀県の景気はこの間も拡大を続け、いわば景気の落ち込みに対し下方硬直性を示しています。その後、中国やEUなどの海外経済の急速な悪化に伴い、2012年1-3月期以降、滋賀県の景気は後退局面入りをしていると考えられます。これを住民の景気感覚と併せ判断すれば、的確な滋賀県の景気を判断できると思います。また、このグラフは50を超えているかどうかだけの判断でわかりやすく、県民にも理解しやすいと考えられます。



教員紹介「坂田雅夫」

昨年4月に経済学部に着任いたしました坂田雅夫です。私の専門とする研究分野は国際経済法です。投資保護協定、自由貿易協定や経済連携協定などといった経済に関係する国際協定を世界各国は数多く結んでいます。それらの協定は海外に投資をする投資家の保護



を定め、問題が生じた際の裁判手続きを定めているのが一般的です。私は、国際経済法の中でも、このような経済関係の協定とそれに基づく裁判の研究をしています。私が大学に進学したのは1994年でした。冷戦が終わり、湾岸戦争が国連の主導の下、一応の解決を見た数年後でした。その1994年に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」という大きな条約が成立しました。いわゆる世界貿易機関(WTO)を設立する条約です。大学院進学当時は、このWTOと世界各国が様々な場合に行う経済制裁の関係について興味を持ち、調べていました。しかしながら、多くの先生方により立派な先行研究が相次いで発表され、私自身が新しく何かをいうことができるのだろうかと思悩んでおりました。そこで新たにWTOの様な多数国間条約ではなく、投資協定や自由貿易協定といった

2国間(又は比較的少数の国の間の)国際協定に着目しました。1990年代に多くの国が海外投資の保護に関する協定を結んでおり、これからは世界貿易機関(WTO)と並んで、この種の協定に関する裁判が増加するであろうと考えたからでした。WTOの場では貿易で差別があったとしても、日本政府がアメリカ政府を訴えるというように自国の政府に対応してもらう必要がありますが、近年の経済関係の協定では政府の手を借りずに、被害を受けた個人(企業)が直接に外国政府を訴えることが可能となっています。実際に近年、数多くの訴訟がこの種の国際裁判に提起されており、様々な問題が発生しています。この種の裁判判例に基づいて、経済の自由化のあるべき姿、環境・人権の保護との関係について研究しています。

社会システム学科准教授 さかたまさお 坂田雅夫

リスク研究センター通信

中国医療保障プロジェクト第3回研究会報告

2013年2月25-26日に、リスク研究センターと中国東北財経大学(大連市)公共管理学院による中国医療保障プロジェクトの第3回研究会が東北財経大学で行われました。中国側から劉曉梅教授、叢春霞教授、夏敬講師、丁佳琦修士課程院生(以上、東北財経大学)、陳仰東元社会保険局長、張瑩教授(大連医科大学)、そして日本から久保英也リスク研究センター長と李蓮花准教授が参加しました。昨年3月、8月の2回の研究会を踏まえ、今回は事前に報告論文を提出し、具体的な問題点について深い議論が行われました。研究会を通じて、中国の皆保険政策がそれまで抑制されていた医療ニーズを部分的に解放するなど一定の効果を上げていること、同時に医療費の増加が著しく、医療機関に対し有効的な利益誘導メカニズムがまだ確立していないこと、社会保険財政が近い将来厳しい局面を迎えることなどを確認しました。また、医療提供システムを中心に、中国医療改革の長期的目標と短期的課題についても活発に議論しました。

経済学部特任准教授 りれんか 李蓮花

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的の問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

— *尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

( <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12>)

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、
金秉基、久保英也、柴田淳郎、
得田雅章、宮西賢次、山田和代**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局

(Office Hours:月一金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1

TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp